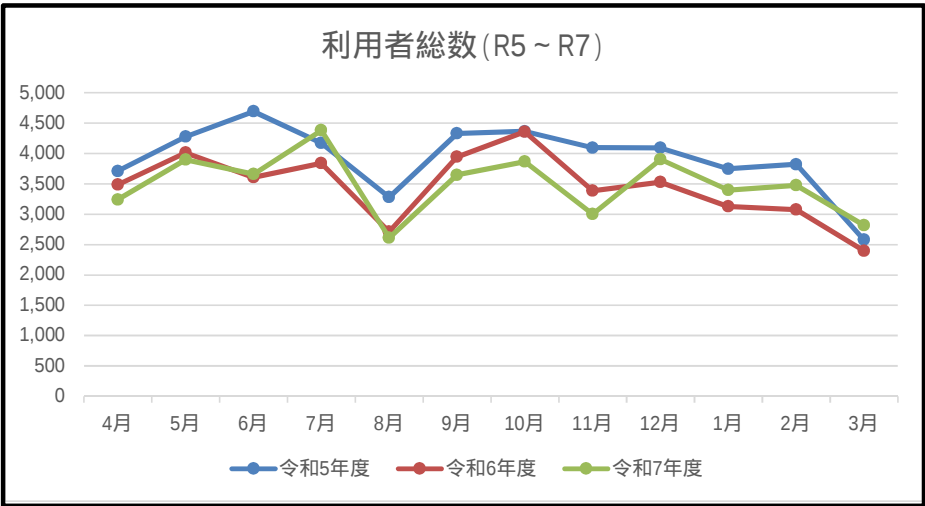


《過去3年間の路線バス利用実績》

○ 利用者総数

単位:人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	3,709	4,277	4,691	4,169	3,279	4,329	4,363	4,094	4,090	3,746	3,820	2,577	47,144
令和6年度	3,487	4,014	3,607	3,839	2,709	3,946	4,358	3,384	3,528	3,127	3,075	2,396	41,470
令和7年度	3,240	3,895	3,661	4,380	2,610	3,646	3,864	3,002	3,903	3,394	3,473	2,814	41,882



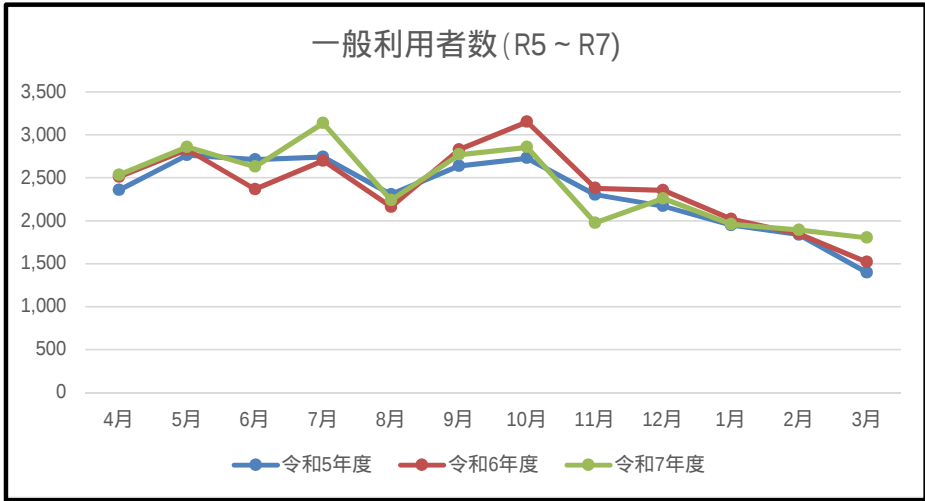
・利用総数の増減については、主に小中学生の利用状況(朝・夕のスクールバス混乗)が影響しており、令和6年度以降に著しく減少している。

・毎年、8月及び3月は利用者が減少している。小中学校や高等学校等の春・夏季休業等が影響している。

○ 上記の内、一般利用者数

単位:人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	2,360	2,765	2,715	2,743	2,307	2,639	2,731	2,305	2,172	1,949	1,837	1,397	27,920
令和6年度	2,512	2,830	2,366	2,698	2,162	2,829	3,152	2,380	2,357	2,021	1,847	1,519	28,673
令和7年度	2,534	2,858	2,630	3,138	2,240	2,772	2,857	1,977	2,260	1,962	1,893	1,802	28,923



○ 路線(地域)別一般利用者数

単位:人

路線(地域) \ 年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	岩根沢線	42	23	40
2	大井沢線	161	359	320
3	月山志津温泉線	3,289	3,213	3,505
4	入間線	48	68	7
5	大井沢・稲沢・左沢線	2,739	2,539	1,465
6	道の駅にしかわ寒河江駅線	20,182	21,501	22,326
7	羽前高松駅・県立河北病院線	1,459	970	1,260
計		27,920	28,673	28,923

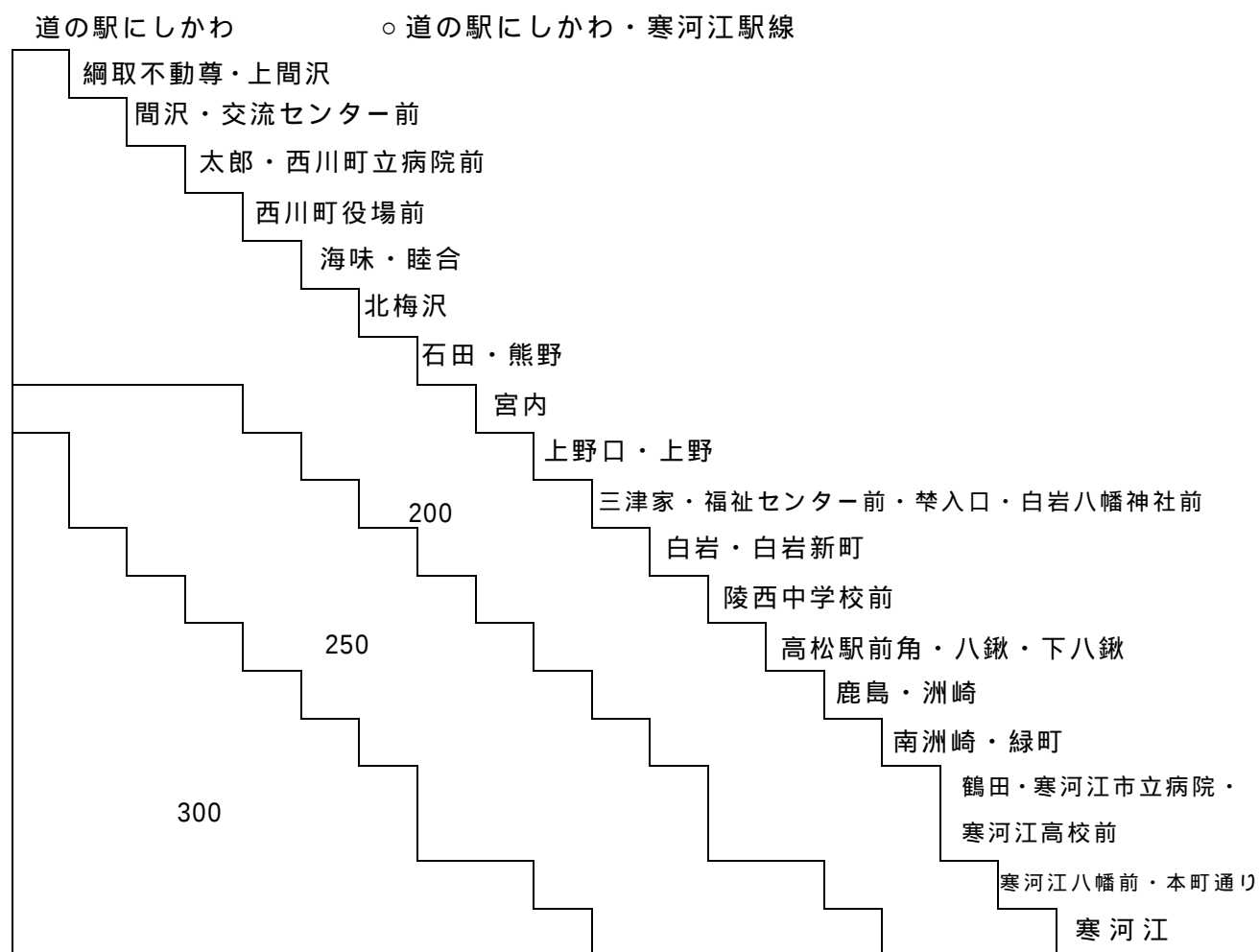
・主要路線である「道の駅にしかわ寒河江駅線」の利用者数は、コロナ禍以降減少していたものの、近年は回復傾向にある。本町と寒河江市を結ぶ、通学・通勤・通学の足として重要な役割を担っている。

また、月山夏スキーやトレッキング等を目的とした観光路線の「月山志津温泉線」についても同様に、年々増加し回復の兆しをみせている。

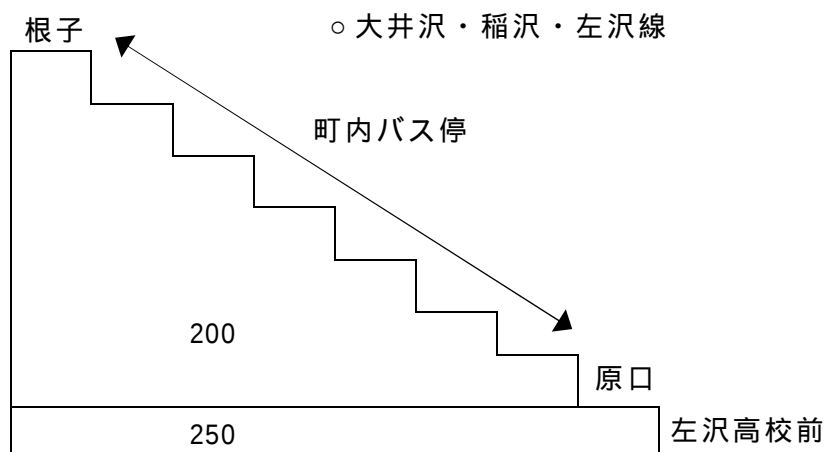
・「大井沢・稲沢・左沢線」、「羽前高松駅・県立河北病院線」については主に高校通学を目的に利用されており、毎年の生徒数によって利用状況が増減している。

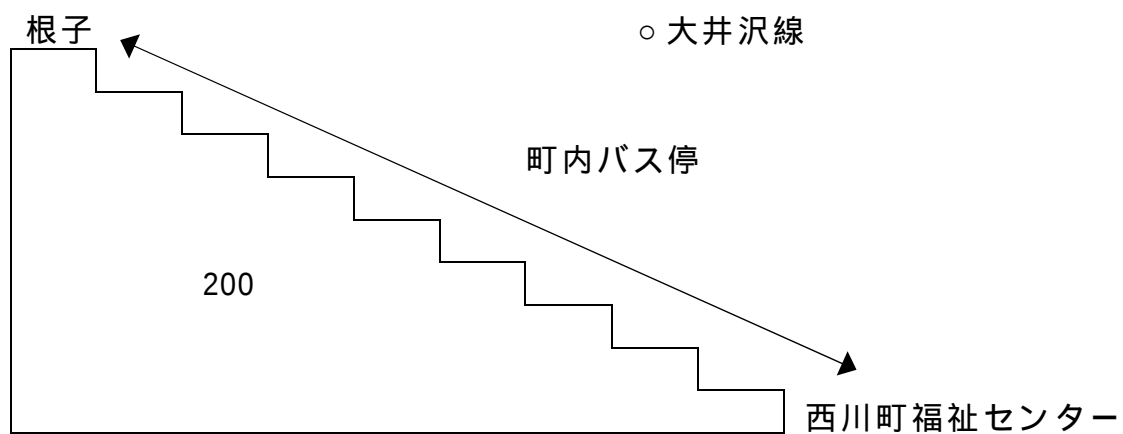
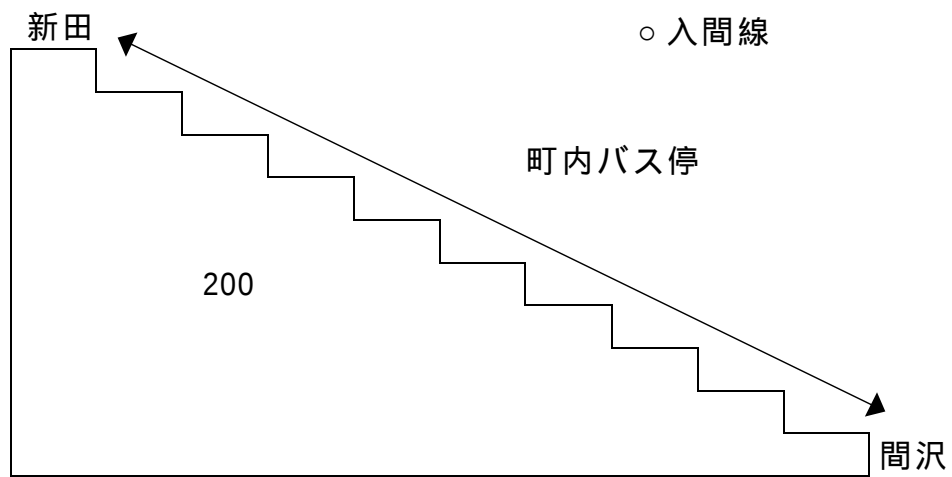
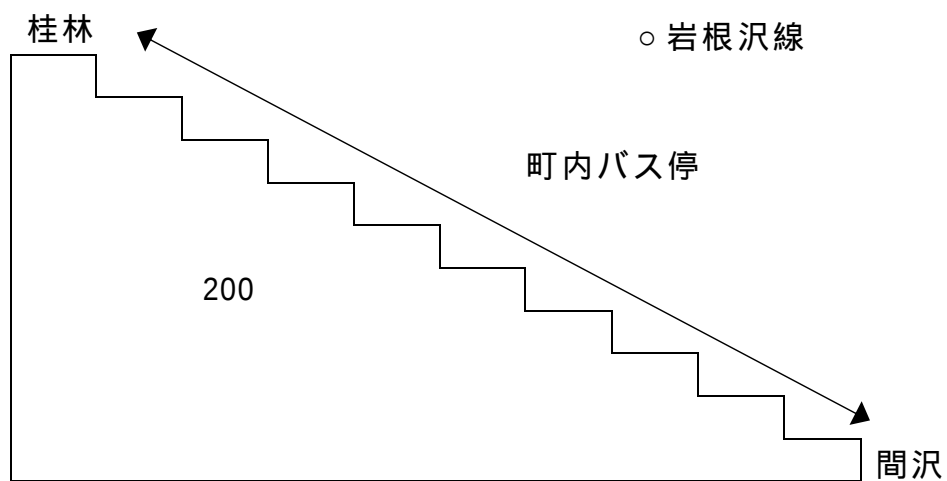
西川町路線バス料金体系

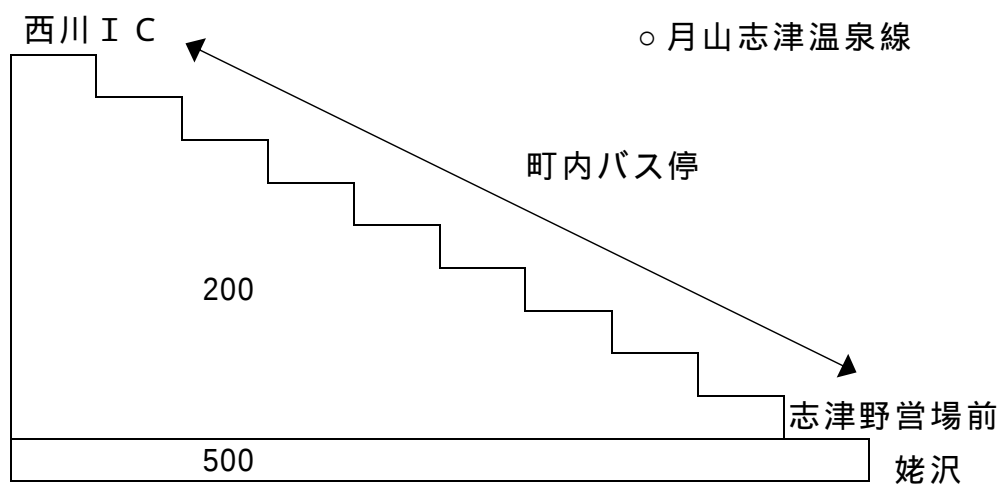
1 普通使用料(単位・円)

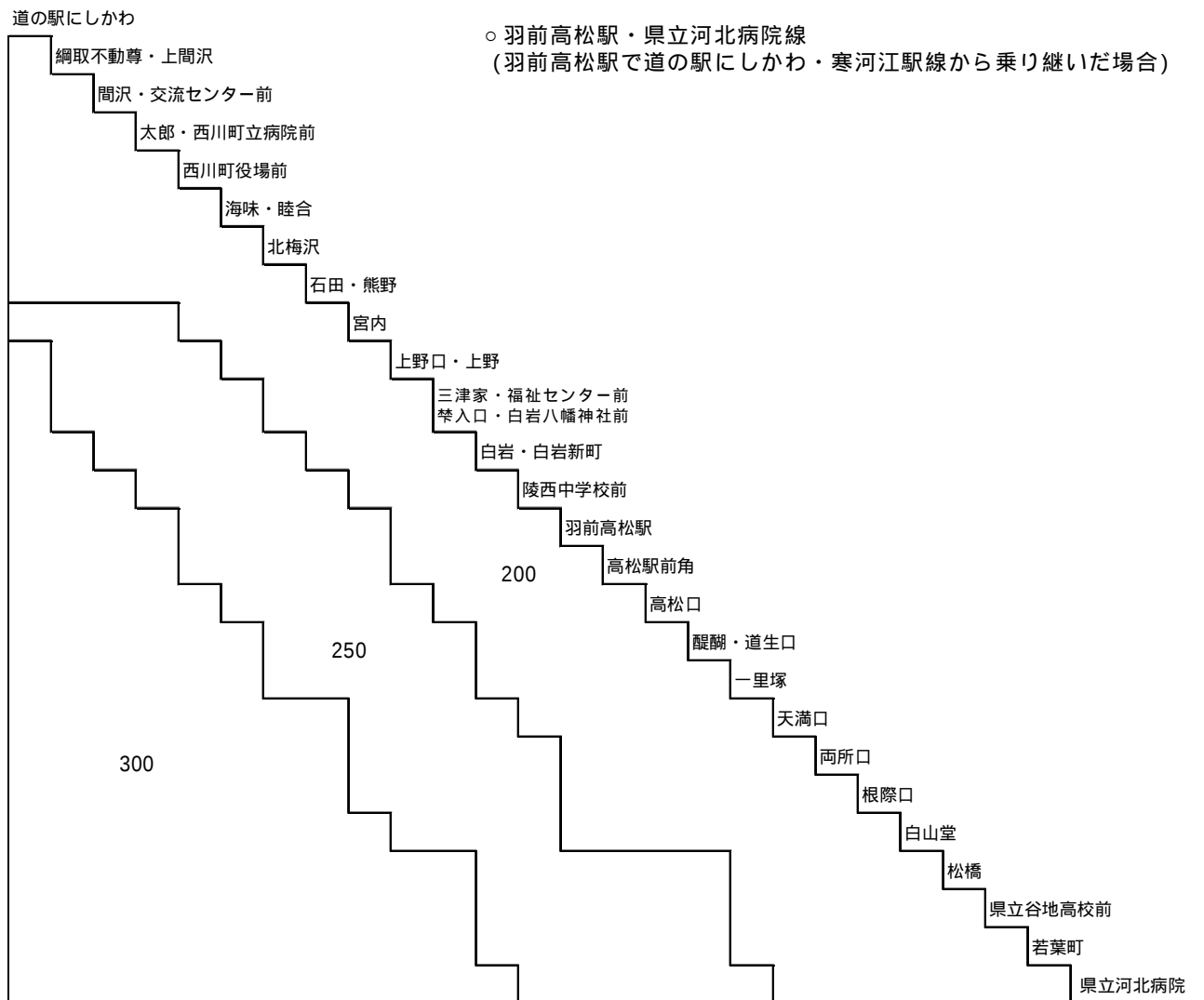


備考 他の路線から乗り継いだ場合は、乗り継いだ停留所からの料金を適用する。









備考 他の路線から乗り継いだ場合は、乗り継いだ停留所からの料金を適用する。

2 回数券使用料 回数券 11 枚について 10 枚に相当する額

3 定期券使用料

通学定期使用料

ア 1 箇月使用料 普通使用料の額に 60 を乗じて得た額の 60 パーセントに相当する額

イ 3 箇月使用料 1 箇月使用料の額に 3 を乗じて得た額の 95 パーセントに相当する額

普通定額使用料

ア 1 箇月使用料 普通使用料の額に 60 を乗じて得た額の 70 パーセントに相当する額

ントに相当する額

イ 3 箇月使用料 1 箇月使用料の額に 3 を乗じて得た額の 95 パーセントに相当する額

片道定額使用料 前 2 号に定める額の 2 分の 1 に相当する額

前 3 号に定める金額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。

4 荷物使用料 次に該当する荷物を車内に持ち込むときは乗車区間にかかわらず 200 円とする。

重量 10 キログラム以上 30 キログラム未満

容量 0.027 立方メートル以上 0.25 立方メートル未満

長さ 1 メートル以上 2 メートル未満

西川町地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送に関し、必要となる事項を協議するために設置する西川町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の組織及び協議事項を定めることを目的とする。

（協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- （2）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成員）

第3条 会議の委員は、次に掲げる者をもつて構成する。

- （1）西川町長及びその指名する者
- （2）関係する市町長の指名する者
- （3）一般乗合旅客自動車運送業者が指名する者
- （4）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- （5）山形県バス協会が指名する者
- （6）山形県ハイヤー協会が指名する者
- （7）町民又は利用者の代表
- （8）山形運輸支局長又はその指名する者
- （9）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体が指名する者
- （10）その他必要に応じて会議が必要と認める者

2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 会議に以下の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
 - 2 会長は西川町長とし、会議を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長が指名する。
 - 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 会議は、必要に応じ会長が召集する。

- 2 会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議長は、会長が行う。
- 4 会議の議決の方法は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 5 会議は原則として公開とする。

（協議結果の取扱い）

第6条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、誠実な実施に努めるもの

とする。

（運賃協議会）

第7条 会議は、地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項を処理するため、運賃協議会を置く。

2 運賃協議会の委員は、次に掲げるもつて構成する。

- （1）西川町長及びその指名する者
- （2）当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送業者
- （3）山形運輸支局長又はその指名する者
- （4）町民又は利用者の代表

（庶務）

第8条 会議の庶務は、西川町路線バス運行担当課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月26日から施行する。